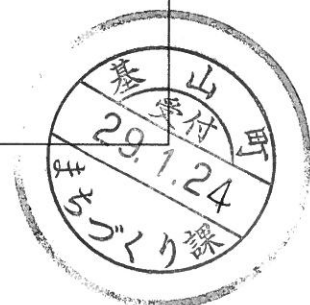


様式第3号（第10条関係）

基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	平成29年 1月 21日	
提案種別	提 案 ・ 意 見 ・ ☒ 要 望	
提案件名	「基山町まちづくり基本条例」に基づく制度の見直し	
提案者	住所又は 所在地	電話
	氏名又は 名称	中島 恒次郎
	※提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通学先も記入して下さい。	
	提案書の公表にあたり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する ☒ 一部希望する ☐ (氏名のみ) 希望しない	
	※未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承諾が必要です。	
提案の概要	平成22年の施行以来、見直すこともなく旧態を保ち続ける「基山町まちづくり基本条例（以下、「本条例」とする）」について、ルーティン化している事務局・基山町まちづくり推進審議会の有り様、多くの「要望」と微量の「提案」の有り様を振り返り、本制度の趣旨である「協働」とは何かを再度問い直していただきたい。 ※平成25年に条例改正がなされていますが、「総合計画」が加筆されていることを、「見直し」とは捉えないでください。	
提案の背景	小森町政の柱として条例化され運用が開始されていますが、振り返りもせず時間ばかりが経過していくことに危惧の念を抱いたためです。町民（住民－役場－事業者）協働とは何かを相互に自問し、町民総活躍社会を標ぼうする松田町政に、PDCAサイクルによる更なる飛躍を求めたい。	
提案の課題	以下の課題 ・平成22年施行以来、形骸化・ルーティン化している事務局・基山町まちづくり推進審議会の有り様 ・多くの「要望」と微量の「提案」の有り様 ・町民協働の偶像化（町民相互の進めぬ意識改革）	



目標設定	本条例を運用することで見えてきた課題の確認、それを踏まえ必要とあれば改定・修正の実施。
提案内容	本様式は、本来、まちづくりのための協働事業計画に関する提案書ではありますが、「基山町まちづくり基本条例」の制度根幹に関わることなので、本様式を使い「要望」いたします。 小森前町長の重要施策として、平成 22 年 9 月 30 日に施行された本条例は、多くの「要望」と微量の「提案」という姿を未だ維持し現在に至っています。条例策定を行った住民の一人として、策定の趣旨から今なお成長していない現状を振り返る時、施行から 7 年が経過しようとする今、制度の振り返りに基づく見直しや改正など前向きな取組が事務局ならびに本条例・制度を監理する「基山町まちづくり推進審議会（以下、「本審議会」とする）から提起されないことに残念でなりません。 制度の適時見直しのためには、制度推進を客観視するための推進プログラムが必要です。しかし、本条例を推進するための計画は、本条例に唐突に出てくる「総合計画」のように見えますが、本条例推進のための個別計画というよりは、基山町全体のまちづくりマスタープランなので、本条例推進のためのプログラムが見えてきません（総合計画と本審議会の関係も不分明です）。このことに起因して、本条例の施行は、まちづくりのための「最高規範」的位置づけであるにも関わらず、「どこまでに、何を、どう行い、振り返り、改善し進むのか。」という PDCA サイクルを意図したきっかけが無いまま、関係者が成長しない制度として時間の浪費が続くのだと想像します。 本来であれば本条例上、4 年を越えない範囲で見直すとなっていますが、その際の取り組みが不分明であったと同時に、大きな変更（成長）が見えないということは見直し議論がなかったのでしょうか。見直しには、5 年、10 年など 5 の倍数が、町民も分かりやすい節目ではありますが、5 年目を逸しておられますので、次にくる「10 年目」を目指すのか、中途ではありますが 7 年目に見直しを行うのかは、町役場も含め社会的環境（小森町政から松田町政へ移行されたなど）を考慮して考えていただきたいところです。 併せて、平成 28 年 9 月の本審議会議事録が町 HP に掲載されていましたが、まさにルーティンワーク化した本審議会になってしまっていることを痛感する議事ならびに議事録で、なんのために本審議会があるのか忘却され形骸化してしまっている感が否めません。 本審議会は、町民提案制度で提起されている内容に対する回答内容、回答方法などを、町民協働の視点から議論し、事務局自体が形骸化していないか、町民協働の視点で提案された方々へ事務局として逆提案したのかなどを審議すべき会議であるはずなのに、「意見なし」の一言で済まされている。さらにはその議事録に委員各位によって押印がなされていることに、当初の目的が忘却されてしまっていると残念な気がしております。 制度は社会動向によって変えるものであるという考え方が無い組織は発展を

望めません。国・県・町の制度は、多様な国民相手の「大枠制度」、少し地についた県民相手の「中枠制度」、そして町民に直結した「狭枠制度」の三段階があります。国の制度、県の制度があるから変えられないというのは、役人の言い訳であり、取り組んでダメなのか、取り組まずしてダメ（決めつけ「ダメ」）なのかは、自ずと未来の町民に対して今を生きる我々の選択肢がどちらであるのかは理解できると思います。「後者だろう。」と言われるのであれば、これ以上は読まないでください。時間の無駄になりますので、自らの道を究めていただきたい。

ということで、そろそろ本制度のあり方を、助成金制度の見直しという目先の問題ではなく、条例の意図した町民協働のあり方を、町役場職員一町民一事業者が真に協働を理解し進めているのかという視点から振り返り、未来へのステップとしていただきたい。

そのための方法の一つとして、自らの振る舞いを客観視するためにも、「推進プログラム」を具体的に策定し、短期・中期・長期プランを可視化して達成度の確認ができるようにしては如何でしょうか。併せて、本条例ならびに関係条例・規則の改正、審議会の役割見直しなど必要な制度改革に取り組んでいただきたいものです。

加えてまちづくり基金補助金の見直し案が事務局より提案されていましたが、民間団体への補助金ありきの制度を温存させるだけしか考えない事務局にも、もう少し役場から外へ目をむけ、必要であれば公設民営の仕組みをはじめとした民間活動団体が稼げる法改正等を視野に取り組み前向きな姿勢に転換していただきたいものです。

また、協働団体の視点からは、「委託者的発想」から脱却しきれない町役場職員の姿に接しており、真の協働のための町づくり基金補助金になっていないと痛感しています。この辺の意識改革も必要でしょう。

生業（なりわい）活動・職務（公務員・民間事業者問わず）しか経験していない方々は、到底理解の及ばぬことだと思います。役場職員も是非、職務以外の民間活動を奨励していただき、官民協働の真の姿を学んでいただきたいものです。そこから、民の立場を理解し、官の立場を変えていくことができると思います。また、自らの社会を広げることにもなり、「顔見知り社会の構築」は、自他ともに多くの利をもたらします。

以上、長々と記しましたが、本条例の「意志（「遺志」にしないでください。）」を振り返り、現行のあり方を必要であれば見直すことを要望（提案）いたします。

